

畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務約款

依頼者（以下「甲」という）及び日本E R I株式会社（以下「乙」という）は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という）、法施行規則及び農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則並びにこれらに基づく告示・命令等（以下「法及び命令等」という）を遵守し、この約款並びに依頼書及び引受承諾書に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、技術基準等審査の依頼にあたり、依頼書及び技術基準等審査に必要な図書（以下「依頼図書」という）を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは技術基準等審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の当該業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象畜舎等」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 3 甲は、引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する支払期日までに支払わなければならない。
 - 4 甲は、乙の技術基準等審査において、対象畜舎等の計画に関し乙がなした是正事項の指摘に対し、速やかに依頼図書の修正その他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法及び命令等に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術基準等審査を行わなければならない。
- 2 乙は、当該業務を、第3条に規定する業務期日までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 3 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合において、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 4 前2項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、請求書に記載している支払期限の日又は前条第1項に定める業務期日の前日のいずれか早い日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、前項と異なる支払期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、支払期日までに支払わない場合には、乙は、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査適合証（以下「適合証」という）を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙は賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、当該業務に係る料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、前項と異なる支払方法をとることができる。

（甲の解除権）

- 第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面による通知をもってこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、当該業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのないとき
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 甲は、第1項に基づきこの契約を解除した場合において、甲は、料金を既に支払っているときはその返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 甲は、第1項に基づきこの契約を解除した場合において、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 - 5 乙は、第2項の契約解除（依頼の取り下げ）がなされた場合において、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また料金がまだ支払われていないときはその支払を甲に請求することができる。
 - 6 乙は、第2項の契約解除がなされた場合において、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対する書面による通知をもってこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条に定める支払期日までに支払わないとき
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないうとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき
- 2 乙は、前項に基づきこの契約を解除した場合において、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、料金がいまだ支払われていないときはその支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 乙は、第1項に基づきこの契約を解除した場合において、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、技術基準等審査を実施することにより、対象畜舎等が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例等の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、技術基準等審査を実施することにより、対象畜舎等に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、依頼図書に虚偽があることその他に事由により、適切な業務を行うことができなかつた場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

(所管行政庁への説明)

第9条 乙の行う業務は、法第3条第1項の所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、乙は、関係所管行政庁から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術基準等審査の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該業務以外の目的のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、次の掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報又は既に乙が保有していた情報である場合
 - (2) 乙の過失によらず公知となった情報又は乙が適法かつ正当に第三者から開示された情報である場合
 - (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じて一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

第12条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4(定型約款の変更)の規定に基づき、この約款を変更することができる。

- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。